

| | |
|-------------|---|
| Title | 企業國家性の問題 - 企業報償制の提案 - |
| Author(s) | 谷口, 吉彦 |
| Citation | 經濟論叢 (1944), 59(2-4): 13-29 |
| Issue Date | 1944-10 |
| URL | https://doi.org/10.14989/132121 |
| Right | |
| Type | Departmental Bulletin Paper |
| Textversion | publisher |

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四・三・二第 卷九十五第

彙報

| | |
|-------------------------------------|------|
| 戰時國債消化促進の方法…………… | 神戶正雄 |
| 企業國家性の問題…………… | 谷口吉彦 |
| 日露戦争後の外資輸入…………… | 堀江保藏 |
| 王濤の紙幣論…………… | 穂積文雄 |
| アメリカ海運政策論批判…………… | 佐波宣平 |
| 國策コンツェルンの形成と構造…………… | 靜田均 |
| 方法論史研究の意義…………… | 出口勇藏 |
| 租税・補助金と獨占價格…………… | 木下和夫 |
| 二つの地方財政論…………… | 汐見三郎 |
| Sクズネツツ「一九一九年乃至一九三五年の國民所得と資本形成」…………… | 岩根達雄 |

行發月十年九十和昭

企業國家性の問題

— 企業報償制の提案 —

谷 口 吉 彦

一 營利性と報償性

企業の國家性が新たな問題となつて來たのは、すでに數年來盛んに論議せられ、また急速に實踐に移されて來た企業體制の革新が、最初に期待された程の効果を具現せず、急迫した國家の戰時要求に應じきれないために、一方ではすでに或る程度の國家性を有つてゐる企業に對して、さらに徹底した對策を必要とするではないかと考へられ、他方では逆にまた今日の狀態をもつて、企業國家性の行きすぎのために、企業の創意または熱意を萎縮せしめたところに問題を求めて、之に對する反省または緩和を必要とするではないかと考へられ、而かも決戰國家の生産要求は一瞬の躊躇も許され得ない事態に立ち到つたところに問題の根據があると思はれる。

企業の國家性に關する積極論と消極論は、かくの如く今日の急迫した現實の問題である。今日ではもはや論議の時代ではない。沉んや抽象的な觀念論を繰りかへすが如きは許されない。併しながら、現實の事態に直面して、徒らに右往左往するのみでは、問題の抜本的解決は期待され得ない。われは事態が切迫すればするほど、ますます冷静に客觀的に、よく問題の本質を把握し分析して、適確にして誤りなき國家の對策を期待せねばならぬ。

このことが問題の理論性を要求する。企業國家性の問題は、經濟學ことに新たな國家經濟學における理論上の問題でもある。新たな經濟學は決して机上の空疎な觀念論からは出て來ない。切れば血の出る現實の問題から築き上げられるものである。

さて企業の國家性とは言ふまでもなく企業の活動をして國家の目的に合致せしむることを意味する。自由主義經濟の下においては、企業の目的は營利にあつた。この企業目的を轉換せしめて、國家目的に合致せしめんとする所に、新たな問題を提起したのであつて、もしも企業がもと／＼國家性をもつてゐるものならば、最初から問題は起らなかつた筈であり、またもし從來の營利目的のまま、で差支ないものならば、固より新たな問題を提起しなかつた筈である。われ／＼が問題を問題において把握するかぎり、企業の國家性は營利性と對立するものであり、また對立せしめねばならぬ。この意味において、企業の國家性に關する從來の施策または論議が、主としてこの營利性の解消または超克の方向に集中されて來たのは、問題の把握において誤つてゐなかつたと言ふことが出来る。併し問題はたゞ之だけでは解決され得なかつた。

問題が之だけで解決されず、さらに新たな問題を提起して、企業國家性の問題は言はず第二期を劃するに至つたのは、最初からこの問題に對する餘りにも素朴な論議または施策に終始したからではないか、たゞ單純に企業の國家性とは言つても、その内容には種々の複雑なる意味をもつてゐる。今日この點につき更に徹底した反省または検討を加ふるでなければ、新たな問題を突破して飛躍的な生産増強を齎らすことは困難ではないかと思はれる。

何よりも先づ根本的問題は、國家性と營利性との關聯を明確にするにある。むろん今日において尙ほ且つ營

利目的から企業または生産を經營せんとするが如きものは、一人もあり得る筈はないけれども、併し他方には國家性または國家統制の行き過ぎによる創意または熱意の萎縮がつよく指摘せられ、また多少これとはその意味を異にするけれども、企業能率の低下、勤勞意欲の缺如等々が國家性の問題に關聯して指摘せられつゝあるのは、まだ一問題が抜本的に解決されてゐないからではないか。

言ふまでもなく國家性と營利性とは兩立し得ない。企業が何を生産するか決定に當つて、それが營利目的に合致するが故に生産することゝ、それが國家目的に合致するが故に生産することゝは、全く異なる別のものであつて兩立し得ない。即ち企業活動の動機においては、國家性と營利性とは二者擇一である。そして今日では何人といへども營利目的を捨て、國家目的を採らねばならぬことも、もはや論議の餘地を残してゐないと思はれる。

たゞこの場合に殘る問題は、なるほど國家性と營利性とは異なるものではあつても、併し兩者は矛盾なく兩立しうる場合もあるではないか、例へば國家目的に合致する生産をつゞけながら、而かも相當の利潤を上げるが如きは現實にも多く見られる所でないか、逆にまた營利目的によつて生産したる物財が、よく國家目的に合致しうることもあり得るではないか、進んで言へば、今日の如き戰時經濟の下では、國家目的に合致する企業でなければ、營利目的を達することは出來ないではないか、或は國家目的と合致する範圍または程度においては、今日といへども營利目的を認めて差支ないではないか、或はまた國家目的を優先せしむるならば、その下においてこれと矛盾せざる程度の營利を認むるも少しも差支ないではないか、否むしろかゝる意味での營利性を認むることによつて、却つて今日の新たな問題を解決しうるではないか、こゝに一つの問題が残されてゐる。

すでに他の機會に論じたる如く、かくの如き場合の營利は、すでに本來の營利性ではない。國家目的に合致し

または國家欲求を充足する目的から企業活動をつゞけ、その結果として許容せらるゝ一定の利潤は、もはや本來の利潤ではない。われ／＼はすでに早く之を利潤から區別して、報償または報酬と考へて來た。これは企業活動の目的または動機ではなくその結果である。自由經濟の下における利潤は、周知の如く市場において成立する價格から生産費を控除せる殘餘である。然るにこの場合の報償は、生産費に追加せられて價格を構成する一要素である。

國家—許容—利潤

許容—差—額

むろん報償または報酬をも利潤と稱して差支ないか否かは別問題である。名辭の如何はさして重要な問題ではない。たゞわれ／＼の指摘せんとするのは、その性格、内容または實質上の問題である。そして國家性と兩立しうるが如く見えるのは、實はかの營利性ではなくて、この報償性である。即ち企業は國家目的に合致し國家の欲求を充足せしむる活動をなすことによつて、よく國家性を有しながら、その結果として之に對する一定の報償または報酬を許容される。それは恰かも軍人、官吏が國家の重要な任務に服しつゝ一定の俸給を支給せらるゝと同じ原理に屬する。

企業の報償性はたゞに今日においても許容せられうるに止まらず、進んで之を明確にして徹底せしむることが、却つて企業の國家性を擴充して、今日直面せる諸問題を解決しうる途ではないかと思はれる。

二 國家性の諸條件

營利主義に代ふるに報償主義をもつてすることは、今日すでに到達せる企業の國家性を緩和または後退せしめ

んとする消極論を意味することとなるか、なるほど報償主義を新たに導入することによつて、企業の創意と熱意を十分に發揮せしめ、かつ企業効率と勤勞意欲を昂揚せしむることによつて、急速に生産増強を結果せしめんとするのであるから、企業の國家性は之によつて或る程度に緩和せられるかに見えるかも知れない。併し私にはさうは思はれない。それは報償と利潤との根本的相違といふこともあるが、また寧ろ他の根據からも來るものである。問題は一般に企業國家性の有つべき内容如何の問題と、これに關聯して今日までにすでに達成されてゐると考へられる企業の國家性は、如何なる内容において具現されてゐるかの問題にある。

さきにも述ぶるが如く、企業活動が國家目的に合致し、従つて國家欲求を充足せしむる場合に、企業は國家性を有すると考へられるが、併し謂ふ所の國家目的とは何か、國家欲求とは何かに至つては、今日までまだ深く検討されてはゐない。素朴な國家性の論議または施策が今日の新たな問題を提起したとすれば、われ／＼は先づこの點から再検討をする必要がある。

企業活動をして國家目的に合致せしむるための諸條件として、われ／＼は先づ第一に、品質的條件を指摘せねばならぬ。國家の要求する種類・品質の物財たとへば今日において一定の性能を有する兵器または航空機を生産することは、國家欲求を充足する一つに相違ない。企業が何を生産すべきかを決定するに當つて、そのものゝ生産が營利目的に合致するか否かによることなく、一にそれが國家欲求の充足となるか否かによつて決定したる場合には、この意味の品質的條件は十分に充たされてゐる。従つてこの場合この企業は國家性を有つと言ふことが出来る。

この條件は企業活動の方向または志向の問題であつて、企業活動は之によつて方向づけられ、企業の種類は之

によつて決定される。而して今日まで主として論議せられた施策せられた企業の國家性は、實はたゞこの意味の國家性にすぎない。これさへ今日の程度にまで到達するには、相當の時日と努力を必要としたが、ともかく今日では最早すべての企業は、國家の戦時欲求を充足する物財の生産に従事しつゝあつて、之と背馳する方向において企業活動のつゞけられつゝあるものは殆んど無いと言ふことが出来る。これは企業自身の自發的轉向によるものもあり、また政府の勸奨または強制によるものもあつた。特に物動計畫による原料統制、重要指定産業の統制會、數次にわたる企業整備の實施、最近の軍需會社法の制定等々は、いづれも直接・間接に企業の營利性から國家性への轉向を刺激または促進したものに外ならなかつた。それ故にこの意味の企業國家性ならば、すでに今日までにほぼ達成されてゐるわけである。それにも拘らず最初に論ずる如く今日まだ問題は解消されず、さらに新たな問題を提起してゐるとすれば、それは果して何故か。

そこでわれ／＼は企業國家性の要求する第二の條件として、さらに物量的條件を附け加へねばならぬ。たゞに物財の種類または品質において、國家欲求の充足に合致したとしても、その生産の數量において之を充足せしめ得ざる場合には、物量戦争と謂はるゝ今日の決戦國家の目的に合致せざること甚だ遠いと言はねばならぬ。むしろ生産數量はたゞ單獨に規定せらるゝものではなく、主として生産規模ことに生産設備に依存するものであるから、一定の企業に對する國家の數量的要求も之に依存せねばならぬことは言ふまでもないが、併し一定の規模または設備の下においても、企業の操業度および効率度は、また生産數量の上に重要な關係をもつてゐる。即ち國家の物量的要求は、その規模または設備における最大數量であり、さらに生産規模の擴大による數量増加の要求さへも加はつて來る。

この意味の企業國家性は、一般的には今日まだ十分に實現されてはゐない。軍需品は一般に註文生産であるから、企業に對する發註はむしろ物量と期日を明確にしてはゐるが、併しその發註數量と生産能力との關係は、多くの場合に深く考慮されず、時によりて甚だしく之を超過して納期を遅らせ、時によりて著しく之に不足する場合もありうる。

生産責任制を中心とする新たな軍需會社法の制定は、この點に一步を進めた様ではあるが、併し生産責任制は責任者と同時に責任量を規定するでなければ無意味である。而かも生産責任者に對する責任追及は、事實上において殆んど不可能に近い現状では、折角の新制度も殆んど骨抜きの状態にある。ことに生産責任を企業中の唯一人に歸せしむるが如きは、全くこの制度の實效を期待することは出来ない。生産數量の責任は之を全企業に負ししめ、上は社長より下は一工員に至るまで、その數量的責任を明確にするでなければ、國家の物量的要求は充足されるものでない。この點において軍需會社の生産責任制は急速に改革されねばならぬと思ふ。

第三に、これと關聯してさらに時間的條件を付け加へねばならぬ。さきの物量的條件も一定の期間における數量が問題である以上、常に時間的條件も含まれてゐるものではあるが、併しそれは異なる意味における時間的要求が急迫せる今日の問題となつてゐる。例へば航空機の生産數量について、一ヶ月に一萬臺と一ヶ年に十二萬臺と五ヶ年に六十萬臺とは、抽象的・數量的には何れも同一の生産數量である。併しながら急迫せる決戦下においては、五ヶ年後の六十萬臺の如きは殆んど問題とならず、さらに一ヶ年間の十二萬臺よりも一ヶ月間の一萬臺こそ焦眉の國家欲求を充足せしむるものである。こゝに獨立の時間的條件が存する。即ち最近最短の時間において一定物量の生産を完成せねばならぬといふ國家的要求これである。この要求は平時においても常に存在するも

のではあるが、特に今日の如き瞬時を争ふ決戦國家においては、他の何れの條件よりも顯著に前面に推し出されてくる。

然るに今日の程度における企業の國家性では、この意味の時間的條件は決して十分に充たされてゐない。政府はあらゆる努力を惜まず生産の即刻的増強を要求しつゝあるに拘らず、現状はまだ／＼この要求を充たすに足らざるものゝ如くである。而してたゞ徒らに聲を大にして要求するのみでは、即ち單なる生産意欲の昂揚といふが如き精神的施策のみでは、この目的を達することは困難であつて、之に加ふるに更に周到なる制度的施策を必要とするに拘らず、この方向への政府の努力にはまだ／＼残されたものが極めて多い。そして企業國家性の問題が積極的にか消極的にか再び今日の問題となつて來たとすれば、その重要な根據の一つは、この時間的要求にあると考へられる。五年後の六十萬臺よりも一ヶ月後の一萬臺が今日の死活問題となつて來たからである。

第四に、今日の最も重要な國家的要求として、企業効率性の條件を附け加へねばならぬ。こゝに企業効率性とは廣義の能率性と同義に考へられ、狹義の能率性すなはち勤勞能率を中心とするものではあるが、併し勤勞に限らず、資本についても設備についても原料についても、即ち生産諸要素のすべてについて、その最高効率において企業活動がつゞけられつゝあるか、要言せば最少の生産要素をもつて最大の生産効果を齎らしつゝあるかの問題これである。企業の効率性もまた論じ來れる品質的・數量的・時間的諸條件と離れて考ふべからざるものではあるが、併し之とは獨立して例へば同一の品質・數量・時間においても、之に必要な生産諸要素の大小如何は、今日の吾國においては特に重要な問題となるからである。

企業の國家性について特に問題となるのは、この意味の企業能率または効率性の問題である。最近においても

特に資金の效率が問題となり、また原料效率性の問題は歩留り問題または屑材回收運動となり、設備または機械の效率性の問題は二直制または三直制による二十四時間作業となり、さらに勤務能率の問題は最近の學徒勤務に關聯して新たな問題となりつゝある。而かも從來の意味での企業の國家性では、たゞに是等の效率的要求を充たし得ざるのみならず、却つてその國家性の故に之を低下せしむる傾向さへ指摘されてゐる。姑らく他の諸條件を別としてたゞ單純に企業の效率的經營の點のみから見れば、却つて營利企業をもつて優れりとなす見解さへ少くない。われ／＼もまた現實の事實として斯くの如き事例の少なからざるを知るものではあるが、併しこの效率的條件こそ今日の國家の要求する最も主要なるものであるから、これを缺如して國家性のありうる筈はない。謂はゆる國家企業の能率低下が事實上にありうるものならば、それはたゞ企業主體が國家たるに止まり、従つてたゞ第一の品質的條件を充たしうるに止まり、第二以下の諸條件ことに最後の效率的要求を缺如する點において、決して十分の國家性を満足せしむるものとは言ひ得ない。

三 企業報償制の提案

企業の國家性をもつて、從來の如くたゞ單純に國家の要求する方向において活動する企業となし、従つてその最も純粹なる典型的形態は、國家を主體とする國家企業または國營企業にありとするならば、今日の問題はすでに國家性を超えたる問題である。蓋し最も典型的なる國家企業においてさへ、決戦國家の要求する物量的・時間的事に效率的條件は、必ずしも十分に充足されてゐるとは言ひ難いからである。併しながらわれ／＼は企業の國家性をもつて、國家目的に合致し従つて國家欲求を充足せしむるものとなし、而かも決戦國家の欲求を充足せ

しむるには、たゞその方向または志向において、國家の要求する種類または品質の物財を生産するのみでは十分でない。この品質的條件に加ふるに、さらに論じ來れる意味での物量的・時間的に效率的條件をも十分に充足するでなければ、眞の意味の國家性を有する企業とは認め難い。而して今日までの施策によつて到達し得たところは、せい／＼第一の要求を充たし得たに過ぎず、第二以下の國家的欲求はまだ殆んど充たされてはゐない。こゝに今日の新たな問題があり、之を解決するでなければ決戦下の生産増強は達成され難いと思はれる。

問題は何故に企業國家性の諸條件が、今日の事態に直面しながら十分に充たされ得ないかの點にある。こゝに至つて種々の見解の相違が現はれる。或ものは、之をもつて企業精神の問題であり、人の問題であり、頭の切り替への問題であると考へる。われ／＼も決して之を否定するものではない。併しながら最も純粹なる典型的の國家企業が、國家を主體とし國家の官吏によつて營まれながらも、尙ほかつ特にその效率的條件において、著しく民間企業に優つてゐると思はれないとすれば、そこにはすでに精神や人や頭の切り替へを超えた問題が潜んでゐるかと思はれる。現實の企業者や勤勞者がすべて神の如き人であるならば、組織や制度や法令は固より問題でない。併しながらわれ／＼が何處までも現實の人間を前提として論議し施策する限り、組織や制度や法令の力によつて、たとひ神ならぬ人間が企業を運営したとしても、之をしてよく國家欲求を完全に充足せしめうる途を考へねばならぬでないか。

かくして問題は再び最初の報償性の問題に立ち歸らざるを得ない。報償主義は營利主義とは異り、よく企業の國家性と矛盾なく兩立しうるのみならず、論じ來れる意味での完全なる國家性の諸條件を達成せしむるために、必要にして缺くべからざる制度として、新たに即刻に採用せらるべき新方策であると信じ、これを假りに企業報

償制と呼ぶこととする。

新たな企業報償制は、何よりもまづ第一に、従來の統制經濟または國家性の下における不可避の缺陷と認められてゐる企業の創意または熱意を昂揚せしめ、また勤勞者に對する勤勞意欲を發揮せしむることが出来る。現實の人間を前提とする限り、企業者と言はず、勤勞者と言はず、その人の勤勉・努力の程度に應じて、之を適正に報償する制度の伴ふでなければ、國家の要求する最高効率において戦力増強に没頭せしむることは困難である。勤勉なるものも怠惰なるものも、努力するものもせざるものも、國家はその間に何等の區別をも認めざるが如き政治は、眞の政治ではない。信賞必罰は苛烈な決戦下においてこそ最も嚴格に勵行されねばならぬと思ふ。

第二に、企業報償制はまたかの軍需會社法の狙つて達せざりし目的を達成せしむることが出来る。蓋し軍需會社法の重要な一つの狙ひは、生産責任制にあつたと言へるが、併し之は現行の法令によつて達成することは困難であると言へる。例へば生産責任を果し得ざる場合の懲罰規定はあつたとしても、その事實上の原因が當該企業者の責任に屬せざる例へば原料資材の入手不能にあつたとすれば、その責任を追及することは出来ないであらう。事實において生産責任を果し得ざる多くの場合は、かゝる原因によるものが多いのであるが、原料資材の入手不能が、果して當該企業者の責任に屬するか、或は相手企業者の責任に屬するかを決定することは、殆んど不可能に近い場合が多いであらう。

企業報償制を實際に適用する場合の方法は、別に研究さるべき重要問題であるが、かりに軍需會社の生産責任制に關聯して之を考ふるならば、例へば一定の期間に生産責任量を果し得ないならば、その原因の何たるを問はず、その責任を経済的に追及せられ、反對にまたその責任量を超えて効率を發揮するならば、経済的に之が報償

を給與せらるゝ方法が必要である。もしも期日を指定せる一定數量の註文生産である場合には、その納期に對する遲速によつて、積極的に消極的にか、報償制を適用しうるであらう。要するに經濟的方法をもつて企業を生産責任制を徹底せしむる點において、現行軍需會社法の目的を更に有効に達成せしむるものと言ふことが出来る。

第三に、企業報償制は決戰國家の要求する國家目的を十分に達成せしめ、企業國家性の要求する諸條件を完全に充足せしむることが出来る。その第一は、今日なほ例外的に残存するかも知れない營利企業または營利的動機をして、自發的に自ら進んで國家目的に轉向せしめ、決戰國家の欲求する種類・品質の物財を生産せしむる方向に志向せしむることが出来る。ぎこちない國家の強制的手段または法令的制裁を要せずして、經濟的・自發的に國家目的に合致せしめることの出来る點に、報償制の特徴が存するからである。併しそれよりも尙ほ重要な點は、むしろ第二以下の諸條件にある。

新たな企業國家性の要求する物量的・時間的事に效率的諸條件を充足するためには、今日までの企業對策をもつては到底不可能に近い。たとひ總ての企業を國營としたとしても、いな國營とすればするほど、却つて是等の要求に遠ざかる危険さへあるとすれば、われわれは新たな企業報償制を導入する以外に途はないと考へる。最大物量を最短時間に、最大効率において戰場に送り出すためには、これらの目標に對する各種企業努力と成果如何に應じて、之を適當に報償する制度を確立し、信賞必罰を經濟的に適確に實行することが、今日の場合、何よりも必要であると思はれる。ことに最後の效率的經營を急速に實現するためには、その效率發揮の程度に應じて經濟的に之を報償しうる制度を確立することが急務である。

勤務意欲を昂揚せしめ勤務能率を最大に發揮せしむることは、今日の實狀より見て特に緊急を要する問題であ

るが、然らば工員・徴用工をしてその勤勞意欲を十分に發揮せしむるには、如何なる具體的方策を必要とするか、今日まではたゞ徒らに精神運動にのみ依頼して、未だ十分の効果を認め得ない状態にある。精神運動も固より必要ではあるが、併しこれと共に必要なることは、何らかの新たな制度を導入して、勤勞能率を最高に發揮せしめるにあり、そのためには勤勞報償制を急速に實施するにあらんと考へられる。併し勤勞體制および勤勞報償制に就いて詳論することは、別の機會にゆづらねばならぬ。

企業報償制にせよ勤勞報償制にせよ、之を實施する場合の基本的問題の一つは、一定の基準または標準を確定する點にある。例へば一定の生産物を生産する場合の基準的時間を確定するでなければ、時間的報償制は實施されず、一定時間に生産しうる基準的數量を確定するでなければ、數量的報償制は實施されない。況んや效率的報償制に至つては、生産諸要素の基準的必要量を豫め確定するでなければ、これを消極的または積極的に活用することは出來ないであらう、而して是等の基準を設定することは決して容易ではないが、併しまた決して不可能なほどに困難な問題でもない。この場合に常に一應の基準となるものは、過去の平均的實績である。而かも各企業の有する諸條件の相違するに從つて、謂ふ所の過去の平均的實績も、企業によつてそれ／＼に相違しうべく、之をたゞ機械的に算術平均することによつて、必ずしも適正なる基準が発見されるとは考へられない。従つて一應の基準は之によつて得られるとしても、さらに種々の諸條件を勘案して、最も客觀的に妥當なる基準を発見せねばならぬ。而かも一たん確定された基準も、決して一定不變のものではあり得ない。その社會的條件ことに技術的條件の變化するに從つて、變化せねばならぬことは言ふまでもない。

勤勞報償制においてもまた基準的能率の確定はさらに重要な問題である。この場合にもまた過去の平均的能率

が一應の基準となり、而かも主として技術的條件の變化と共に、この基準も變化せねばならぬことは前の場合と同様である。たゞ前の場合と異なる點は、必ずしも各企業間の諸條件の相違は重要な問題とならず、當該企業の内部的の問題として一定の基準を發見すれば足りる點にある。また勤勞の基準的能率は、基準的賃銀と照應し、勤勞者の生活確保の基礎となるものであるから、その確定は殊更に慎重を要することとなる。勤勞者はこの基準的能率を發揮することによつて少くともその最低生活を保證せられ、この能率を超過する程度に應じて經濟的に報償せられて、生活の餘裕をそこに發見することが出来るわけである。

四 國營企業の問題

企業の國家性を更に徹底せしめて、國家を主體とする國營企業または國家企業を擴充することによつて、今日の問題を解決せんとする積極論の成立する根據もまた最初に述べたる所である。むろん今日といへども、これを民營企業に託しがたき特殊の企業または國家の手によつてより有效に經營しうる企業については、すでに早くより國營企業として行はれつゝあることは周知の通りである。従つて國營論者の主張は、さらにこの制度を擴充して、之を一般的または重要な部分にまで推し擴めんとする所に新たなる主張があるわけである。之に對してわれ／＼は以上に論ずる所より見て、如何なる結論を導きうるであらうか。

國營企業については、すでに早くより多くの論議を重ねて來た問題である。

これまで廣く行はれた議論は、國營企業はなるほど理論的には相當の根據を認めうるとしても、現實的には特に企業の運營能率の點において、之を否定しうる十分の根據があると言ふにある。即ち國營論者は主として理論

的の根據から、反對論者は主として現實的の根據から、それ／＼の主張を固執する状態であつた。こゝでは是等の古き論議を繰りかへす必要もないが、併しこれらの議論は、何れもたゞ單純に、企業の主體性をのみ問題とするものであつて、企業の國家性につきわれ／＼の考察せるが如き諸條件につきては、まだ／＼現實に問題となり來らざる以前の問題であつた。

今日の段階における企業の國家性は、さきにも論ずる如く、たゞ國家を主體とする國營企業といふだけでは満足されるものではない。國家目的に合致し國家欲求を充足せしむるためには、今日の決戦國家にあつては、單に國家の志向する方向において、國家の必要とする物財を生産するに止まらず、即ち品質的要求を充たしうるに止まらず、さらに物量的・時間的および效率的要求をも十分に充たしうるものでなければならぬ。企業の國家性を、かくの如く廣く且つ嚴密に解せねばならぬのは、決戦國家の現段階より來る必然の結果であつて、今日の現實に見るが如き國營企業では、まだ／＼この意味の國家性を十分に有するとは認め難いものが少くないと思はれる。逆に言へば、たとひ重要な總ての企業を國營企業としたところで、これによつて直ちに決戦國家の要求する國家性を達成する所以ではない。

加ふるに斯くの如き企業主體の全面的轉換は、之に伴ふ摩擦や混亂を不可避とするものであるから、これによる生産減退または戦力阻止を免かれることは出來ない。國家存亡の岐るゝ重大時機において、たとひ一時的たりとも、かくの如きは出來うる限り避けねばならぬ。たゞ之によつて明白に確實なる戦局轉換の保證さるゝ場合には、時によりては謂はゆる敵前轉換の斷行を是認しうる場合もあるが、併しいま問題とする場合には、すでに論ずる如く轉換後の結果につき何人も確實なる保證をなしうるものではない。

かくしてわれは新たな國家性の根據より今日の段階における國營論には俄かに賛成し得ざるものであるが、たゞ一つ問題として残る點は、なるほど現實の國營企業には、十分の國家性を充足せしめないものがあるとしても、これに新たな施策を加ふることによつて、決戦國家の要求する諸條件を充たさしむるに當つては、國家主體の國營企業と、國家的なる民營企業と、何れを優れりと考ふべきか、換言せばさきに論ずる企業報償制または勤勞報償制を導入することによつて、國家性の要求する諸條件を充たさしめんとする場合において、兩者の間に何等かの相違を認めうるか否かにある。

工員または徵用工に對する勤勞報償制を新たに導入することによつて、勤勞意欲をいよ／＼昂揚せしめ、勤勞能率を最高度に發揮せしむることの何よりも急務なることは、先きにも論じたる所なるが、この新制度を導入するについては、國營企業たると民營企業たるとによつて何等の區別をも認めることが出来ない。たゞその實施の手續等において、多少の技術的相違はありうるであらう。例へば國營企業にあつては、相當に煩雜なる手續を要する代りに、これが實施を全面的に急速に滲透せしむることは容易であらう。反對に民營企業にあつては、企業内においては比較的簡單に實施されうる代りに、之を全面的に各企業に滲透せしむるには、相當の時間と努力を必要とするであらう。かれこれ考慮して、この點では兩者の間に著しい相違は認め難いと思はれる。

然るに全體としての企業報償制を導入するについては、等しく國家性を有すとは言つても、國營企業と民營企業との間に、著しき相違の存することを認めねばならぬ。何故かと言ふに、民營企業に對しては、一定の基準に對する過不足に應じて、之を經濟的に報償することは比較的容易であるに反し、國營企業に對しては、このことは經濟的には殆んど不可能であるからである。従つてこの場合の報償制は、強いて之を實施せんとすれば、何

等か經濟的報償以外の方法たとへば精神的報償の如き方法によらねばならぬ。これは全く不可能ではないけれども、經濟的方法ほどには容易に適確に行はれ得ない缺陷を如何ともすることは出来ない。

要するに、民營企業といへども能く企業報償制または少くとも勤勞報償制を導入することによつて、最も效率的なる經營をなすにおいては、十分に國家欲求を充足せしめて、高度の國家性を有しうるに反し、國營企業といへどもその企業効率を十分に發揮しえざるにおいては、決戰國家の目的に反して却つて企業の國家性を稀薄ならしむることとなる。何れの場合たるを問はず、工員または微用工の勤勞能率を最高度に發揮せしめ、また適當なる方法によつて全般の企業効率を完全に發揮するでなければ、決戰國家の欲求を遺憾なく充足せしめて、眞の意味の國家性を獲得することは出来ない。今日でははや抽象的觀念論から國營企業または民營企業の是非を論議すべき時代ではなく、すべては現實の緊迫せる國家欲求を充足せしむるか否かによつて決定されねばならぬと考へる。(一九・一一・二九)